

## 公的研究費の適正な使用に関する行動規範

令和元年9月18日

学長（最高管理責任者）裁定

岩手保健医療大学（以下「本学」という。）は、本学において機関経理する公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の教職員及び公的研究費の使用及び管理に関わるすべての者（以下「教職員等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 教職員等は、公的研究費が大学の管理する公的資金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。
2. 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、本学が定める規則等その他関係する法令並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
4. 教職員等は、本学が定める規則等その他関係する法令等に違反して、不正使用を行った場合は、本学の処分及び法的な責任を負担しなければならない。